

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給予定日等について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

令和3年11月19日の閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、子育て世帯を支援する取組の一つとして臨時特別の給付金を支給するもの。

2 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童

3 支給対象者

以下のいずれかに該当する方

- (1) 令和3年9月分の児童手当（9月に生まれた児童は10月分（以下同じ））を本市から受給した方
- (2) 公務員の方等、対象児童を養育しているが、本市から令和3年9月分の児童手当を受給していない方
- (3) 対象児童のうち高校生相当の児童（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童）のみを養育している方
- (4) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育している方

※ 基準日は令和3年9月30日です。

所得が児童手当（本則）の所得制限限度額を超える方は該当しません。

4 支給額

対象児童一人につき10万円

5 申請・支給予定日等

(1) 上記3の(1)に該当する方

申請は不要です。

高校生相当の児童の分と合わせて、令和3年12月21日（火曜日）頃に通知し、同月27日（月曜日）に児童手当の振込口座へ振り込み予定です。

(2) 上記3の(2)、(3)及び(4)に該当する方

申請が必要です。

申請方法や申請期間等については、市報及び市ホームページ等による周知に加え、通知により個別にお知らせする予定です。